

## 静岡県交通基盤部道路局所管県単独道路整備事業事前評価実施要領

### (趣 旨)

第1条 この実施要領は、静岡県交通基盤部所管県単独事業事前評価実施要綱第7条の規定に基づき、道路整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする事業)

第2条 評価をする対象事業は、道路局が所管する道路整備事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
- (2) 防災・安全交付金事業
- (3) 県単独道路整備事業（道路改築）
- (4) 県単独交通安全施設整備事業（施設整備）

なお、上記の対象事業であっても、事業着手準備のための調査等を実施している段階のものは、評価の対象外とする。

### (評価項目)

第3条 評価項目は別紙1のとおりとする。

### (事業採択)

第4条 新規実施箇所を選定に当たっては、別紙1に掲げる事業種別ごとに別表1から別表4までの評価指標から、総合的に判定するものとする。

### (実施箇所の公表)

第5条 新規採択した箇所の公表については、別紙2により交通基盤部ホームページにおいて行うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成20年3月18日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、静岡県土木部所管県単独道路整備事業事前評価実施要領（平成18年12月7日改正）は廃止する。
- 3 平成21年4月30日改正
- 4 平成21年8月14日改正
- 5 平成24年1月20日改正
- 6 平成25年5月8日改正
- 7 平成27年3月31日改正

## 評価項目

## 【道路改築事業】

(社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業（道路改築）及び県単独道路整備事業（道路改築）)

視点	評価項目		
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」 に掲げる施策との整合	災害に強く信頼性の高い みちづくり	緊急輸送路の信頼性向上 孤立集落の解消 災害への備え
		安全な生活を実現する みちづくり	通学路の安全性の向上 交通死傷事故の抑止 自転車通行空間の改善 歩行者通行空間の改善
		多様な交流や経済活動を支える みちづくり	主要拠点との連携の支援 都市間の連携・交流の支援 物流効率化の支援
		地域の生活と自立を支援する みちづくり	交通円滑化の推進 公共交通機関の利便性の向上 公共公益施設のアクセス向上 過疎・中山間地域の振興の支援
		美しい景観と潤いある環境を確保する みちづくり	特色あるまちづくりの支援 良好な生活環境の形成
重要性	既存計画への位置付け		
緊急性	速やかな事業着手の必要性		
効率性	費用対効果（交付金）	費用便益比	
	事業規模の妥当性（県単）	事業期間 事業効果	
熟度	事業の熟度（執行の環境）		用地補償の見込み
			地元の熟度

※評価様式は別表 1 のとおり

## 【交通安全施設整備事業】

(社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業（交通安全施設整備）及び県単独交通安全施設整備事業（施設整備）)

視点	評価項目		
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」 に掲げる施策との整合	安全な生活を実現する みちづくり	通学路の安全性の向上 交通死傷事故の抑止 自転車通行空間の改善 歩行者通行空間の改善
		美しい景観と潤いある環境を確保する みちづくり	高齢者・障害者の移動円滑化支援
重要性	既存計画への位置付け		
緊急性	速やかな事業着手の必要性		
効率性	事業規模の妥当性	事業期間 事業効果	
熟度	事業の熟度（執行の環境）		用地補償の見込み
			地元の熟度

※評価様式は別表 2 のとおり

## 【橋梁耐震対策事業】

(社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業 (橋梁耐震対策))

視点	評価項目		
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」 に掲げる施策との整合	災害に強く信頼性の高いみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上
			孤立集落の解消
			災害への備え
重要性	路線の性格・橋梁の特徴		
緊急性	速やかな事業着手の必要性		適用道路橋示方書

※評価様式は別表3-1のとおり

## 【橋梁補修事業】

(社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業 (橋梁補修))

視点	評価項目		
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」 に掲げる施策との整合	安全な生活を実現するみちづくり	道路施設の長寿命化の推進 (静岡県橋梁中長期管理計画に基づく 事業実施箇所)
			静岡県橋梁中長期管理計画 管理グループ
重要性	橋梁の特徴		主要6部材*の最低値
緊急性	速やかな事業着手の必要性		主要6部材*の最低値

\*主要6部材：上部工主構、床板、下部工躯体、基礎、支承本体、沓座

※評価様式は別表3-2のとおり

## 【災害防除事業 (評価様式：別表4)】

(社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業 (災害防除))

視点	評価項目		
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」 に掲げる施策との整合	災害に強く信頼性の高いみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上
			孤立集落の解消
			災害への備え
重要性	既存計画への位置付け		
緊急性	速やかな事業着手の必要性		
熟度	事業の熟度 (執行の環境)		用地補償の見込み

※評価様式は別表4のとおり

# 【評価様式(事前評価:道路改築事業)】

別表1

(対象事業)・社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金(道路改築) ・県単独道路整備事業(道路改築)

事務所名:	路線名:	箇所名:
-------	------	------

## 【A評価(通常評価)】

(必要性・効率性・熟度の視点について、客観的指標等により評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計
① 必要性	災害に強く信頼性の高いみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上	第1～2次緊急輸送路に該当	-	AA
			第3次緊急輸送路に該当	-	A
		孤立集落の解消	孤立集落へのアクセス道路に該当	〇〇地区・〇〇集落	A
		災害への備え	事前通行規制区間またはH8防災点検箇所を事業区間に含む道路	〇〇～〇〇区間該当、危険箇所番号〇〇	A
	安全な生活を実現するみちづくり	通学路の安全性の向上	【通学路指定あり】(学校指定・交安法指定)	【小学校名】〇〇小	A
		交通死傷事故の抑止	【過去4年間の死傷事故率】100件/億台キロ以上	〇〇件/億台キロ	A
		自転車通行空間の改善	自転車ネットワーク計画等の策定有または自転車交通量500台/日以上	〇〇台/日	A
		歩行者通行空間の改善	歩行者交通量500人/日以上または自動車交通量1,000台/日以上	〇〇人/日、〇〇台/日	A
	多様な交流や経済活動を支えるみちづくり	主要拠点との連携の支援	地域の主要拠点(都市中心部・産業拠点・観光拠点等)から交通結節点(高規格幹線道路IC・新幹線駅・空港・重要港湾)へのアクセス道路	〇〇工業団地、〇〇IC、〇〇駅等	AA
		都市間の連携・交流の支援	地域中心都市間連絡道路、渡河部長大橋、市町合併支援道路等、都市間アクセスの向上に資する道路	〇〇市～〇〇町、〇〇川渡河、旧〇〇市～旧〇〇町等	AA
		物流効率化の支援	25t対応及び国際コンテナ輸送対応道路	-	AA
	地域の生活と自立を支援するみちづくり	交通円滑化の推進	【地域の主要渋滞箇所】(H25.1公表)の解消に資する箇所	【主要渋滞箇所名】〇〇	AA
			上記以外で混雑度1.0以上の区間	【数値記入】〇〇	A
			線形及び視距が構造令基準に不適合、または現道幅員4.0m未満の道路	-	A
		公共交通機関の利便性の向上	バス路線の定時性改善に資する道路	〇〇バス運行	A
		公共公益施設のアクセス向上	福祉施設・病院・救急医療施設等へのアクセス道路	〇〇ケアセンター、〇〇病院等	A
		過疎・中山間地域の振興の支援	特別立法(過疎・半島・奥産指定)の道路	〇〇振興法指定等	A
	美しい景観と潤いある環境を確保するみちづくり	特色あるまちづくりの支援	無電柱化推進計画への位置付けあり	-	A
良好な生活環境の形成		環境基準(騒音・振動)の非達成道路	-	A	
④ 効率性	費用対効果(交付金)	費用便益比	2.0以上	AAA	
			1.5以上2.0未満	AA	
			1.0以上1.5未満	A	
	事業規模の妥当性(県単)	事業期間	概ね3年以内に事業完了	-	AA
		概ね5年以内に事業完了	-	A	
事業効果		前後区間が整備済みであり、当該箇所の整備により一連区間として整備効果が発現	-	A	
		1.5車線の道路整備に該当または現況用地内で整備効果が発現	-	A	
⑤ 熟度	事業執行の環境	用地補償の見込み	容易:用地補償が不要、又は全地権者の同意あり	-	AA
			普通:事業期間に合せ、計画的に用地補償が可能	-	A
		地元の取組	優良:地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済	-	AA
			良:地元住民からの要望あり	-	A
				Aの数	

## 【S評価(優先度評価)】

(既存計画等に位置付けられた「重要性の高い箇所」、速やかに事業着手する必要がある「緊急性の高い箇所」を、優先度が高いと判断し評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計
② 重要性	既存計画等への位置付け	「ふじのくにの「みちづくり」」における前期5ヶ年の主要事業箇所	-	S	
		通学路の合同点検等の結果に基づく要対策箇所	【合同点検実施年度】平成〇〇年度	S	
		H25指定の事故危険箇所のうち、未対策である箇所	-	S	
		「地域の主要渋滞箇所」(H25.1公表)に関する対策として、渋滞対策協議会で決定済みの事業箇所	〇〇交差点(HO・〇〇渋滞協)等	S	
③ 緊急性	速やかな事業着手	供用目標年度が決定(公表)済の箇所	【供用年度(公表)】平成〇〇年度	S	
		事業着手検討会議において着手判断済の箇所	-	S	
		関連事業との同調施工が必要な箇所	【関連事業名】〇〇〇〇事業	S	
				Sの数	

合計評価	S	A
------	---	---

# 【評価様式(事前評価:交通安全施設整備事業)】

別表2

(対象事業)・社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金(交通安全施設整備) ・県単独交通安全施設整備事業(施設整備)

事務所名: \_\_\_\_\_ 路線名: \_\_\_\_\_ 箇所名: \_\_\_\_\_

## 【A評価(通常評価)】

(効率性、必要性、熟度の視点について、客観的指標等により評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	
① 必要性	「ふじのくにの”みちづくり”」に掲げる施策との整合	通学路の安全性の向上	通学路指定 【通学路指定】 あり(学校指定 又は 交安法指定)	【小学校名】〇〇小	AA	
		交通死傷事故の抑止	死傷事故率 【過去4年間の死傷事故率】 100件/徳台キロ以上 【過去4年間の死傷事故率】 1件/徳台キロ以上、100件/徳台キロ未満	〇〇件/徳台キロ 〇〇件/徳台キロ	AA A	
	安全な生活を実現するみちづくり	自転車通行空間の改善	計画策定	【自転車ネットワーク計画等】 策定あり	【策定市町名】〇〇市(町)	AA
			自転車交通量	【自転車交通量】 700台/日以上 【自転車交通量】 500台/日以上、700台/日未満	〇〇台/日 〇〇台/日	AA A
	美しい景観と潤いある環境を確保するみちづくり	高齢者・障害者の移動円滑化支援	歩行者交通量	【歩行者交通量】 500人/日以上 【歩行者交通量】 40人/日以上、500人/日未満	〇〇人/日 〇〇人/日	AA A
				自動車交通量	【自動車交通量】 1,000台/日以上 【自動車交通量】 500台/日以上、1,000台/日未満	〇〇〇台/日 〇〇〇台/日
		バリアフリー	【バリアフリー基本構想】 策定あり、かつ、【特定道路】 指定あり 【バリアフリー基本構想】 策定あり		【策定市町名】〇〇市(町) 【特定道路名】(国)〇〇号 【策定市町名】〇〇市(町)	AA A
			無電柱化	【無電柱化推進計画】 位置付けあり (交通安全施設整備事業にて無電柱化を実施する場合に評価)	-	A
	④ 効率性	事業期間	単年度で事業完了	-	AA	
			概ね3年以内で事業完了	-	A	
事業効果		歩車道分離が可能、かつ、歩行空間の連続性が確保可能	-	AA		
		歩行空間の連続性が確保可能	-	A		
⑤ 熟度	事業の熟度	用地補償の見込み	用地補償が不要、又は、全地権者の同意あり 事業期間に合わせ、計画的に用地補償が可能	- -	AA A	
		地元の熟度	地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済	-	AA	
	地元住民からの要望あり		-	A		
					Aの数	

## 【S評価(優先度評価)】

(既存計画等に位置付けられた「重要性の高い箇所」、速やかに事業着手する必要がある「緊急性の高い箇所」を、優先度が高いと判断し評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計
② 重要性	既存計画への位置付け	「ふじのくにの”みちづくり”」における前期5ヶ年の主要事業箇所	-	S	
		通学路の合同点検の結果に基づく要対策箇所	【合同点検実施年度】 平成〇〇年度	S	
		H25指定の事故危険箇所のうち、未対策である箇所	-	S	
③ 緊急性	速やかな事業着手	供用目標年度が決定(公表)済の箇所	【供用年度(公表)】 平成〇〇年度	S	
		事業着手検討会議において着手判断済の箇所	-	S	
		関連事業との同調施工が必要な箇所	【関連事業名】 〇〇〇事業	S	
		関係機関と連携した交通診断の結果に基づく対策必要箇所	【交通診断実施日】 平成〇〇年〇月〇日	S	
				Sの数	

合計評価	S	A
------	---	---

## 【評価様式(事前評価:橋梁耐震対策事業)】

別表3-1

(対象事業)・社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金(橋梁耐震対策)

事務所名:	路線名:	箇所名:
-------	------	------

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	
① 必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」に掲げる施策との整合 〔災害に強く信頼性の高いみちづくり〕	緊急輸送路の信頼性向上	緊急輸送路に該当	〇次緊急輸送路	
		孤立集落の解消	鉄道・緊急輸送路を跨ぐ橋梁	JROO線、県道〇〇線(第〇次)等	
		災害への備え	緊急輸送路以外の重要路線に該当(交通量が多い重要路線上の橋梁、迂回路がない重要路線上の橋梁、橋長100m以上の長大橋、橋脚を有する橋梁)	…	
② 重要性	路線の性格・橋梁の特徴	a.緊急輸送路(1次・2次・3次)上の橋梁		〇次緊急輸送路	
		b.鉄道・緊急輸送路を跨ぐ橋梁		JROO線、県道〇〇線(第〇次)等	
		c.橋長100m以上の長大橋		橋長〇m	
		d.迂回路がない重要路線上の橋梁		〇〇地区、〇〇集落へのアクセス道路	
		e.交通量が多い重要路線上の橋梁		〇〇台/日	
		f.橋脚を有する橋梁		〇径間	
③ 緊急性	速やかな事業着手	適用道路橋示方書	「昭和55年」より前	適用道路橋示方書:〇年	
			「昭和55年」以降「平成8年」より前		

### 【評価方法】

「②重要性」及び「③緊急性」それぞれ1つずつ該当すれば事業を実施する。

## 【評価様式(事前評価:橋梁補修事業)】

別表3-2

(対象事業)・社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金(橋梁補修)

事務所名:	路線名:	箇所名:
-------	------	------

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	
① 必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」に掲げる施策との整合 〔安全な生活を「実現するみちづくり」〕	道路施設の長寿命化の推進	静岡県橋梁中長期管理計画に基づく事業実施箇所	-	
② 重要性	橋梁の特徴	静岡県橋梁中長期管理計画管理グループ	A(管理限界値HI=60)	管理限界値HI=〇〇	
			A'(管理限界値HI=40)		
			B,C(管理限界値HI=40)		
③ 緊急性	速やかな事業着手	主要6部材*の最低値 *主要6部材:上部工主構、床板、下部工躯体、基礎、支承本体、沓座	現時点で管理限界値以下	該当部材:〇〇	
			5年後までに管理限界値以下		

### 【評価方法】

「②重要性」及び「③緊急性」それぞれ1つずつ該当すれば事業を実施する。

(参考) 静岡県橋梁中長期管理計画におけるグルーピングと管理手法

管理手法	維持修繕方法	グループ	橋梁の特徴
予防保全型	▽重要な橋梁に対して、損傷が軽微な内に損傷の進行を防止するために、予防的に対策を実施 ▽管理限界:主部材の健全度HI <sup>※</sup> を60とする	A	・重交通路線への影響が大きい橋梁(跨道橋・跨線橋等) ・緊急輸送路にある橋梁 ・橋長100m以上の長大橋 ・落橋時に孤立集落が発生する橋梁 ・環境条件の厳しい橋梁(塩害、疲労)
事後保全型	▽損傷が進行し顕在化した後に、損傷状況に対応した比較的大規模な対策を実施 ▽管理限界:主部材の健全度HI <sup>※</sup> を40とする	A'	・重交通路線への影響が大きい橋梁(跨道橋・跨線橋等) ・緊急輸送路にある橋梁 ・落橋時に孤立集落が発生する橋梁 ・環境条件の厳しい橋梁(塩害、疲労)
		B	A、A'以外の橋梁
		C	A、A'以外の橋梁
維持型	・定期的な点検、および部分的に軽微な補修を継続し、損傷が深刻化した時点で、部材の取替えまたは架替えを実施	D	ボックスカルバート

※健全度HI:橋梁に全く損傷がなく健全な状態を100とし橋梁の健全性を示すために損傷状況に応じて100から減点した評価点

# 【評価様式(事前評価:災害防除事業)】

別表4

(対象事業)・社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金(災害防除)

事務所名:	路線名:	箇所名:
-------	------	------

## 【A評価(通常評価)】

(効率性、必要性、熟度の視点について、客観的指標等により評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	
② 必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」に掲げる施策との整合 災害に強く信頼性の高いみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上	第1次緊急輸送路に該当	-	AAA	
		第2次緊急輸送路に該当	-	AA		
		第3次緊急輸送路に該当	-	A		
	災害への備え	事前通行規制区間に該当		-	AAA	
		H8道路防災点検箇所	要対策箇所	施設管理番号〇〇	AAA	
			カルテ対応箇所		A	
		迂回路 <sup>※1</sup> なし		〇〇地区・〇〇集落	AA	
		落石・崩土等の発生履歴がある箇所	交通障害発生あり	平成〇年(落石)等	AA	
			交通障害発生なし	-	A	
		道路施設に変状がある箇所	交通障害発生あり	平成〇年より通行規制	AA	
交通障害発生なし	-		A			
社会的影響が大きい路線 <sup>※2</sup>			AA			
⑤ 熟度	事業執行の環境	用地補償の見込み	用地補償が不要、又は全体的見通しが立っている	-	AA	
			事業期間に合せ、計画的に用地補償が可能	-	A	
				Aの数		

## 【S評価(優先度評価)】

(既存計画等に位置付けられた「重要性の高い箇所」、速やかに事業着手する必要がある「緊急性の高い箇所」を、優先度が高いと判断し評価するもの)

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計
③ 重要性	既存計画への位置付け	緊急輸送路上の事前通行規制区間にあるH8防災点検の要対策箇所に該当 (「ふじのくにの“みちづくり”」における前期5ヶ年の主要事業箇所 など)	-	S	
④ 緊急性	速やかな事業着手	社会的影響が大きい路線で、交通障害の履歴又は施設の変状があり、被災時に適当な迂回路がない。	平成〇年(落石)、平成〇年より通行規制等	S	
				Sの数	

合計評価	S	A
------	---	---

※1 迂回距離2km程度以内で幅員、耐荷重、路面状態などを考慮する。

※2 以下のいずれかに該当する路線

- ・ 主要地方道以上
- ・ 自動車交通量が1日100台以上
- ・ 定期バス路線又は定期貨物自動車路線
- ・ 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの
- ・ 食糧、物資の輸送などのために必要な路線
- ・ 地域防災計画などに位置づけがある路線





事業名： \_\_\_\_\_

路線名： \_\_\_\_\_

## 1 事業概要

全体事業費：
計画期間：
計画概要：

## 2 目的・必要性

--

## 3 評価

視点	評価項目	評価指標	評価
必要性	災害に強く信頼性の高いみちづくり		
	安全な生活を実現するみちづくり		
	多様な交流や経済活動を支えるみちづくり		
	地域の生活と自立を支援するみちづくり		
	美しい景観と潤いある環境を確保するみちづくり		
重要性	既存計画への位置付け		
緊急性	速やかな事業着手の必要性		
効率性	費用対効果・事業規模の妥当性		
熟度	事業の熟度（執行の環境）		
計			

※ A評価（通常評価）：効率性、必要性、熟度の視点について、客観的指標等により評価するもの

※ S評価（優先度評価）：既存計画等に位置付けられた「重要性の高い箇所」や、速やかに事業着手する必要がある「緊急性の高い箇所」を、優先度が高いと判断し評価するもの  
 （橋梁耐震対策事業、橋梁補修事業は○による）